

第5章 計画の推進に向けて

1 計画推進の考え方

交通事故を防止するためには、市、関係機関、団体等が緊密な連携の下に施策を展開することはもちろん、市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、市民協働による交通安全施策に取り組み、計画の着実な推進を図る。

(1) 市民の参加・協働による推進

交通安全は、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させることが最も重要であるため、市民の主体的な交通安全活動への参加を促進するとともに、地域住民や関係機関、団体等による現地調査や協議を踏まえ、各地域の特性に応じた交通安全対策を推進する。

(2) 関係団体等との連携による推進

関係団体等の役割分担を明確にし連携の強化を図るとともに、地域の実状に即した交通安全活動が効果的かつ積極的に行なわれるよう、関係団体等の主体的な活動を促進する。

(3) 事業者等との連携による推進

交通安全運転管理者協会と連携し、事業所内における交通安全教育を促進し交通事故の防止を図る。

(4) 国・県・警察との連携による推進

国・県・警察と緊密に連携・協力し、交通事故の防止に努める。

2 推進体制

交通安全計画の推進にあたっては、それぞれの施策を行う庁内関係課が連携し効果的な交通安全施策に取り組むため、庁内推進体制の整備するとともに、国・県・警察や関係団体等と緊密に連携・協力し、本市の交通安全の確保を図る。